

速報 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症 尾花沢市緊急対策【第1弾】

詳細は市公式HPでもご確認ください。

特別定額給付金が給付されます

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う家計への支援を行うため、一律1人10万円の特別定額給付金が給付されます。

1. 申請方法

I 郵送申請方式

- ① 郵送で送られてきた申請書に申請日と受給権者（世帯主）の必要事項（日中連絡可能な電話番号・受取口座情報）を記入のうえ押印
 - ② 受給権者（世帯主）のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等の本人確認書類（申請書裏面に貼付）
 - ③ 振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人がわかる通帳やキャッシュカードの写し（申請書裏面に貼付）
- ①～③を確認し、返信用封筒で申請

II オンライン申請方式

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルサイトにアクセスし特別定額給付金の申請画面から、世帯主及び世帯員の情報並びに振込先口座情報を入力したうえで、振込先口座情報の確認書類をアップロードし電子申請

マイナポータル

検索

2. 基準日 令和2年4月27日に尾花沢市に住所がある方
(尾花沢市住民基本台帳に登録されている方)
3. 申請書発送日 令和2年5月上旬
(配達状況によっては、地区により届く日が異なる場合があります)
4. 申請期限 令和2年7月31日
5. 支給開始日 令和2年5月29日頃から

申請に関する詳細は申請書同封の資料をご確認ください。

郵送申請やオンライン申請が困難な場合は、文化体育施設サルナートコンベンションホールにて5月7日から受付（午前9時から午後4時まで）を行います。必ず①申請書、②本人確認書類、③受給権者の口座がわかるもの、④印鑑をご持参ください。

新型コロナウイルス感染症予防に留意し、マスクを着用のうえお越してください。

給付金を装った詐欺にご注意ください！

◆市民税務課【22-1111 内線（内線131）】

子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当を受給する世帯に対し、児童1人当たり1万円を上乗せして支給します。

◆福祉課【22-1111（内線177）】

小中高校生がいる家庭へ商品券を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休校となっている小中高生がいる家庭の生活応援のため商品券を支給します。

対象	市内の小中高生がいる家庭
内容	小中高生1人につき「おうちで元気おうえん商品券」1万円分 ※共通券と専用券2種類になります。 ○共通券…取扱店全店舗で利用できる券（千円券3枚） ○専用券…大型店舗以外の取扱店で利用できる券（千円券7枚）
使用期限	8月31日(月) 利用可能店舗等、詳細は商品券同封のチラシをご確認ください。
支給方法	郵送（特定記録）
支給時期	4月末より順次

◆商工観光課【22-1111（内線254）】◆商店街協同組合【22-3600】

飲食店支援のため出前券の発行します

市内飲食店で利用できる出前割引券を発行します。詳しくは5月1日発行「市報お知らせ版」をご確認ください。

◆商工観光課【22-1111（内線254）】

帰省を自粛する学生を応援します

帰省を自粛する学生へ、市内若手農業者団体から寄附いただいた尾花沢産米5kgと漬物、レトルトカレー、不織布マスク10枚をセットにして送付します。詳しくは5月1日発行「市報お知らせ版」折込みチラシをご確認ください。

◆農林課【22-1111（内線141）】

マスクの配布

医療機関、妊婦、福祉施設、小中学校、放課後児童クラブにマスクを配布します。また、調達状況を見ながら各世帯もマスクを配布する予定です。

◆防災危機管理室【22-1111（内線234）】

人工透析療法及び在宅酸素療法を受けられている方へ

人工透析療法・在宅酸素療法を受けている方に対し、マスク（10枚）を配布します。お申し込みは電話又はファクスでも可能です。

◆福祉課【22-1111（内線171）】

高齢者おもいやりタクシー券をお持ちの方へ

高齢者おもいやりタクシー券を買い物代行にも利用できるようにし、タクシー券12枚を追加交付します。5月中旬以降、ご自宅へ郵送いたします。

◆福祉課【22-1111（内線171）】

市税等の徴収猶予・減免

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方は、申告に基づき、市税等の徴収が猶予されます。また、一定程度収入が下がった方に対して市税等の減免制度があります。（国会での関係法案が成立後に実施されます）詳しくは下記までお問い合わせください。

◆市民税務課【22-1111（内線128）】

水道料金等の支払いが困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金、下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料の支払いが困難な方は、一定程度収入が下がった場合に申請に基づき4月から9月請求分の料金の納期を6カ月間延長します。詳しくは、市公式ホームページを確認するか、下記までお問い合わせください。

- ◆（簡易水道・農業集落排水）環境整備課【22-1111（内線 262・264）】
- ◆（上下水道）環境衛生事業組合【23-2161】

宿泊業・飲食業等を営む方へ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策による外出自粛により、特に影響があると思われる宿泊業及び飲食業等を営む方で、一定程度収入が下がった場合に、水道料金、下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料の6月請求分を申請により納付を免除します。詳しくは、市公式ホームページを確認するか下記までお問い合わせください。

- ◆（簡易水道・農業集落排水）環境整備課【22-1111（内線 262・264）】
- ◆（上下水道）環境衛生事業組合【23-2161】

市営住宅にお住まいの方へ

入居者（同居者も含む）の収入が減少し、毎月の住宅使用料の納付が困難な場合は、一定期間、納付を猶予する制度がありますので、ご相談ください。

【対象となる方】 令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少した方

- ◆建設課【22-1111（内線 286）】

保育料を納めている方へ

保護者等（算定基礎対象者）の収入が減少し、毎月の保育料の納付が困難な場合は、一定期間、納付を猶予する制度がありますのでご相談ください。

【対象となる方】 昨年10月からの保育料の無償化に伴い、保育料が発生している方は0～2歳児のいる方で、市民税所得割が課税されている方になります。令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少した方

- ◆福祉課【22-1111（内線 176）】

傷病手当金の支給

国民健康保険の被保険者で一定の要件を満たした方に傷病手当金を支給します。

対象者	勤務先から給与の支払いを受けている国保加入者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方
支給要件	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間
支給額	直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額× $\frac{2}{3}$ ×支給対象となる日数
適用期間	令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合は最長1年6カ月まで）

申請には、申請書のほか事業主や医療機関からの証明が必要となります。必ず、事前に電話でご相談ください。

- ◆健康増進課【22-1111（内線 611）】

事業主（商工関係）の皆さまへ

詳細については市公式ホームページ等でお知らせします。

◆商工観光課【22-1111（内線 254）】

尾花沢市中小企業振興資金融資制度

概要	深刻な打撃を受けている中小企業者の経営を迅速に支援するため、利子及び保証料を補給
対象者	市内で同一事業を1年以上継続し、かつ市税を完納している事業者
主な申請要件	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に支障が生じていること
支援内容	利子補給 1.6%（貸付利率 1.6%以上のうち）、貸付限度額 1千万円、貸付期間 10年（2年据置き）、保証料補給 60%

雇用維持応援支援金

概要	国の雇用調整助成金を申請する際、社会保険労務士等へ書類の作成を依頼した場合、その費用に対し助成
対象者	社会保険労務士等へ依頼した方で、かつ市税を完納している事業者
支援内容	1社 上限 30万円

尾花沢市緊急経営改善支援金

概要	県の営業自粛要請に協力する市内事業者に対し、個人事業者 10万円、法人 20万円（県と同額）の支援金を市独自で上乘せ
対象者	県の営業自粛要請に協力する市内の対象施設で、かつ市税を完納している事業者
主な申請要件	営業自粛期間の4月25日（土）から5月10日（日）の間、休業等をしていること
支援内容	個人事業者 10万円（施設等を賃借している場合は20万円） 法人事業者 20万円

事業持続化応援支援金（飲食店への支給）

概要	深刻な打撃を受けている飲食店へ、経営を迅速に支援するため支援金を支給
対象者	市内で飲食店を営む事業者で、かつ市税を完納している者
主な申請要件	3.4.5月のいずれかの1カ月の売上高が、前年同月に比して20%以上減少していること ※県及び市の緊急経営改善支援金の該当施設は対象外
支援内容	1店舗 10万円

事業持続化応援支援金（飲食・小売店への家賃等補助）

概要	深刻な打撃を受けている飲食店・小売店へ、経営を迅速に支援するため家賃等を補助
対象者	市内で飲食店・小売店等を営む個人事業者で、かつ市税を完納している者
主な申請要件	3.4.5月のいずれかの1カ月の売上高が、前年同月に比して20%以上減少していること ※県及び市の緊急経営改善支援金の該当者は対象外
支援内容	家賃の10割×2カ月分（上限20万円）

事業持続化応援支援金（タクシー・運転代行業、旅行業者等への支給）

概要	深刻な打撃を受けているタクシー・運転代行業、旅行業者へ、経営を迅速に支援するため支援金を支給
対象者	市内でタクシー・運転代行業、観光バス・旅行業、ビジネスホテル業等を営む事業者で、かつ市税を完納している者
主な申請要件	3.4.5月のいずれかの1カ月の売上高が、前年同月に比して20%以上減少していること
支援内容	定額割 10万円＋（事業者割） ・タクシー、運転代行業 10万円＋（登録車両1台×3万円）上限40万円 ・観光バス、旅行業 10万円＋（従業員1人×3万円）上限40万円 ・ビジネスホテル業 10万円＋（客室1室×2万円）上限30万円 ※県及び市の緊急経営改善支援金の該当者は事業者割のみ支給

事業主（畜産関係）の皆さまへ

畜産経営減収対策緊急支援事業

概要	深刻な打撃を受けている畜産農家を支援。4月の飼料購入費の10%を助成
----	------------------------------------

尾花沢牛取扱店緊急支援事業

概要	売上げが大幅に減少している尾花沢牛の取扱指定店に対し、販売促進の宣伝経費と尾花沢牛クーポン券発行に対する支援
----	--